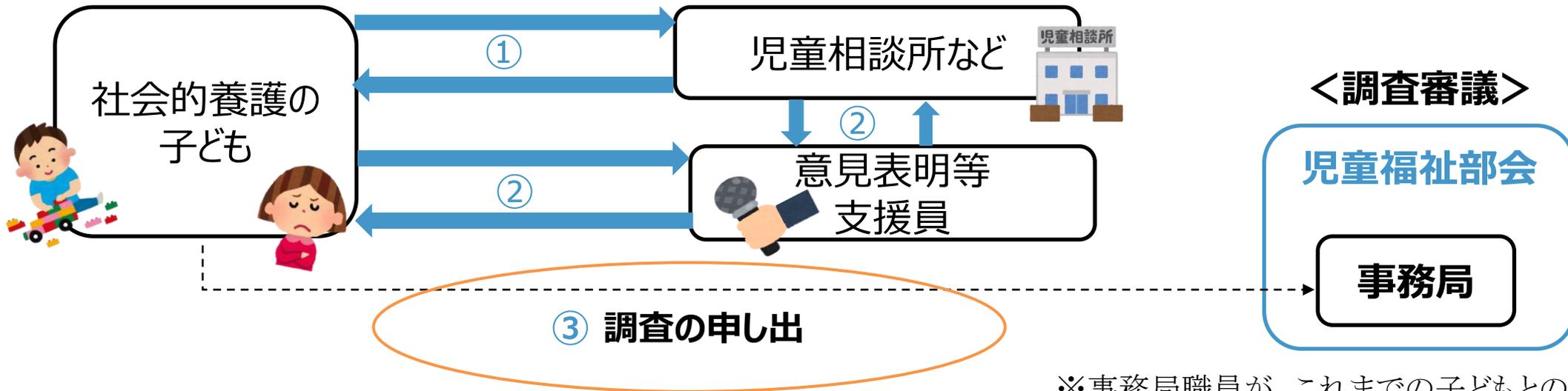


令和4年改正児童福祉法（令和6年4月施行）では、社会的養護の子どもの権利擁護を推進するため、児童の意見聴取等の仕組の整備など、3点の取組が新たに規定された。

- ① 意見聴取等措置（法第33条の3の3）
- ② 意見表明等支援事業（法第6条の3第17項）
- ③ **子どもの権利擁護の環境整備**（法第11条第1項第2号リ）



※事務局職員が、これまでの子どもとのやり取りを整理した上で、部会に資料提出し、ご審議いただく。